

障害者雇用納付金制度

報奨金

事務説明会のご案内

令和5年度
申請用



日時: 令和5年3月14日(火) 13:30-16:00

場所: ポリテクセンター宮崎 2階 大会議室
(宮崎市大字恒久4241番地)

定員30名!

HPで残席の状況を確認できます。

障害者雇用納付金制度の概要

納付金の納付

障害者1人当たり月額 50,000円

常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主は

- 毎年度、障害者雇用納付金の申告が必要
- 法定障害者雇用率を達成している場合も申告が必要
- 法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

法定雇用障害者数を
下回っている事業主

法定雇用障害者数を
超えている事業主

法定雇用障害者数

納付金

雇用している身体、知的、精神障害者の数

調整金

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

調整金の支給

1人当たり月額27,000円

- 常用雇用労働者の総数が100人を超えており、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業主に対し、申請に基づき支給

在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者特例報奨金の支給

特例給付金の支給

各種助成金の支給

報奨金の支給

1人当たり月額21,000円

- 常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者数が一定数を超えている事業主に対し、申請に基づき支給

【重要】報奨金の申請期間は令和5年4月1日から7月31日です。

● 報奨金の支給申請ができる事業主

報奨金の支給申請ができる事業主は、**申請対象期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）**の各月に雇用している**常用雇用労働者（1）**の**総数が100人以下である月が8か月以上ある**事業主であって、「4月から3月まで（対象期間）の各月ごとの常用雇用労働者数×4/100の合計数」又は「72人」のいずれか多い数を超える、常用雇用労働者である障害者を雇用している事業主です。

（1）常用雇用労働者については、記入説明書P10～P15をご確認ください。

（2）報奨金の金額の算定方法については記入説明書P5をご確認ください。



令和5年度申告申請												
年度	令和4年										令和5年	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要件1	短時間以外の常用雇用労働者（1人＝1カウント）と 短時間労働者（1人＝0.5カウント）を合計したカウント人数が 100人以下の月が8か月以上ある											
要件2	各月の常用障害者数の合計が「 各月の常用雇用労働者数×4/100 」または「 72人 」のいずれか多い数を超える											

（注1）就労継続支援B型事業所の利用者は、事業主との間に雇用関係がないため、常用雇用労働者に該当しません。

（注2）常用雇用労働者の数の算定に当たって除外率は適用されません。



参加申込書 宮崎支部 高齢・障害者業務課 宛

【住所】〒880-0916 宮崎市大字恒久4241番地 【FAX】0985-51-1557
赤枠内をご記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みください。

誤送信に
注意！！

【3月14日(火)】 報 奨 金 説 明 会 参 加 申 込 書

事業所名			
所在地			
連絡先	TEL () -	FAX () -	
参加者名 (2名まで)	氏名	部署	
	氏名	部署	
納付金制度や、 申告申請につい ての質問 (自由記述)			

ご記入いただきました情報は、当説明会の運営管理の目的以外には利用しません。

● 説明会においての留意点

- (1) お申し込み後、受付確認のご連絡はいたしません。当日、直接会場へお越しください。
(ただし、定員を超えた場合のみ、ご連絡させていただきます。)
- (2) 申し込みの受付は、説明会開始前まで受け付けますが、定員に達した場合はその時点で、締め切らせていただきます。
- (3) 受付開始は13:00から行います。13:00以降にご来場ください。
- (4) **当日は令和5年度障害者雇用納付金制度の申告申請用「記入説明書」を必ずご持参下さい。**



● 新型コロナウイルス感染等の感染拡大に関するお願い

会場は、身体的距離を確保した座席配置としていますが、ご参加いただく皆様には、以下のご理解とご協力をお願いいたします。

マスク着用 出入口での手指消毒 受付での検温

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部 高齢・障害者業務課
 【申込書郵送先】 〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 ポリテクセンター2F
 【お問い合わせ】 TEL 0985-51-1556 FAX 0985-51-1557
 【ホームページ】 <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/miyazaki>



～ 障害者雇用納付金制度とは ～

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とはその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。